

容器包装廃棄物の排出抑制促進措置のポイント

平成18年の法律改正で指定容器包装利用事業者^{*}が容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、「判断の基準となるべき事項」に基づく取組が義務付けられました。

^{*}指定容器包装利用事業者の属する業種として、以下の小売業が指定されています。

各種商品小売業
織物・衣服・身の回り品小売業
飲食品小売業
自動車部分品・附属品小売業
家具・じゅう器・機械器具小売業
医薬品・化粧品小売業
書籍・文房具小売業
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
たばこ・喫煙具専門小売業

小売業者の判断の基準となるべき事項の概要

- 1. 目標の設定**
容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行う。
- 2. 容器包装の使用の合理化**
例えば次に掲げる取組により、容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進する。
 - ① 容器包装の有償による提供、容器包装を使用しないように誘引するための景品等の提供、繰り返し使用が可能な買物袋等の提供、容器包装の使用についての意思の確認等
 - ② 薄肉化・軽量化された容器包装の使用、適切な寸法の容器包装の使用、商品の量り売りの実施、簡易包装化の推進等
- 3. 情報の提供**
店頭において掲示を行うこと等により、消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供する。
- 4. 体制の整備等**
責任者の設置等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講ずる。
- 5. 安全性等の配慮**
容器包装の安全性、機能性等に配慮する。
- 6. 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握**
容器包装を用いた量並びに実施した取組及びその効果を適切に把握する。
- 7. 関係者との連携**
国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携協力を図るよう配慮する。

定期報告

指定容器包装利用事業者のうち前年度において容器包装を用いた量が50トン以上の事業者（容器包装多量利用事業者）には毎年度6月末日までに指定の様式による報告が義務づけられています。

定期報告・帳簿の記載事項について

1	前年度の容器包装を用いた量	日本国内に販売された商品に用いた容器包装の量
2	当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値	① 売上高 ② 店舗面積 ③ その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値
3	容器包装の使用原単位	容器包装を用いた量／当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値
4	判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果	① 目標の設定 ② 容器包装の使用の合理化 ③ 情報の提供 ④ 体制の整備等 ⑤ 安全性等の配慮 ⑥ 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握 ⑦ 関係者との連携

容器包装多量利用事業者が義務を怠ると罰則規定が適用されます。

容器包装多量利用事業者が定期報告及び帳簿の保存義務等を履行しない場合には「罰則」が、また、定期報告の内容等に基づく容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である場合には、国による「指導、助言」、「勧告」、「公表」、「命令」を経て「罰則」が適用されます。

- ① 定期の報告を行わない場合
- ② 定期報告において虚偽の報告をした場合
- ③ 帳簿の記載をしなかったり、虚偽の記載をしたり、帳簿を保存しない場合
- ④ 主務大臣から事業の状況について報告を求められたときに、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- ⑤ 主務大臣から立入検査を求められたときに、これを拒んだり妨げたりした場合
- ⑥ 定期報告の内容等に基づく容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分である場合

^{*}①～⑤に対しては、20万円以下の罰金が科せられます。
⑥に対しては、「指導、助言」、「勧告」、「公表」を経て「命令」が出され、これに従わなかった場合に限り、50万円以下の罰金が科せられます。